

第14号様式 (第8条関係)
(その1)

収支報告書 (令和5年分)

(年 月 日開催パーティー分)

※太枠内に必要事項を記入すること。

※該当箇所に を入れること。

*1~4は提出日現在の内容を記入

- ふりがな
- 1 政治団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の氏名
- 4 会計責任者の氏名

さいほう みの おこうえんかい 斎藤 光男 後援会
太田市新田花香場町218番地1
斎藤 光男
斎藤 節子



政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政党
<input type="checkbox"/>	政党の支部
<input type="checkbox"/>	政治資金団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	その他の政治団体 (資金管理団体を含む)
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
<input type="checkbox"/>	2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/>	群馬県内

収支報告書作成担当者の氏名

斎藤 節子

(電話連絡先)

0276-56-6265

資金管理団体の指定の有無 (12/31又は解散日現在)

有 無

※以下は「有」の場合のみ記入(「無」の場合は空欄)

公職の種類 (現・候)

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分 (12/31又は解散日現在)

*国会議員関係政治団体以外の団体は空欄

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類 (現・候)

(選管使用欄)

番号

資金管理団体の指定の期間

*年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

5年1月1日 から
5年4月25日 まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

*年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

年 月 日 から
年 月 日 まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
収 入 総 額 ----- A=B+C			62	149
(前年からの繰越額) *前年の収支報告書から転記 ----- B			62	149
(本年の収入額) ----- C				0
支 出 総 額 ----- D				370
翌年への繰越額 ----- E=A-D			61	779

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費 *会社や法人会員からの会費は[寄附]に計上

金 額 -----	十億	百万	千	円
員 数 (党費又は会費を納入した人の数) -----	人			

(2) 寄 附 *本部・支部間の交付金は含まれない→(その5)に計上

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)					(その7)に内訳を記載
(イ) 法人その他の団体からの寄附					(その7)に内訳を記載 ←
(ウ) 政治団体からの寄附					(その7)に内訳を記載
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)					
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)					(その8)に内訳を記載
イ 政党匿名寄附					(その9)に内訳を記載
合 計 (ア + イ)					

政党(支部を含む)及び政治資金団体以外は法人その他の団体からの寄附を受けられない

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		金額				備考	
						うち、本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出(再掲)※	
項目		十億	百万	千	円		
1 経常経費	(1) 人件費						
	(2) 光熱水費						
	(3) 備品・消耗品費						
	(4) 事務所費				370		
	小計(経常経費の計)				370		
2 政治活動費	(1) 組織活動費						
	(2) 選挙関係費						
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (ア～エの計)						ア～エの計を記載
	ア 機関紙誌の発行事業費						
	イ 宣伝事業費						
	ウ 政治資金パーティー開催事業費						
	エ その他の事業費						
	(4) 調査研究費						
(5) 寄附・交付金							
(6) その他の経費							
小計(政治活動費の計)							
合計					370		※「備考」欄に記載する本部・支部間の交付金に係る支出は、(その16)本部・支部間の交付金支出の内訳と対応

(その14)

※国会議員関係政治団体又は資金管理団体として指定されていた期間に行った支出について記載すること。

※項目ごとに別業とすること。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目 (該当するものに○)		(2)光熱水費 (3)備品・消耗品費 (4)事務所費				
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計					1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）			
その他の支出				370	←1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出）を合計した額を記入。			
合計				370				

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

*すべての項目について「有」又は「無」に を入れること。

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

*「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を(その18)に記載すること。

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

* 添付したものに を入れること。

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 3 月 29 日

政治団体の名称

斉藤 光男 後援会

会計責任者の氏名

斉藤 節子



代表者の氏名
(解散時のみ記入)

斉藤 光男



- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 **政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。**また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。